

○北本市緑化推進奨励金交付要綱

昭和54年1月30日

要綱第3号

改正 平成元年11月20日告示第123号

平成5年10月27日告示第161号

平成12年3月31日告示第30号

平成17年5月31日告示第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北本市緑化推進要綱（昭和54年要綱第2号。以下「緑化推進要綱」という。）第11条の規定に基づいて保護地区等の適切な維持管理を図るための奨励金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付の対象)

第2条 奨励金の交付対象は、緑化推進要綱第5条第1項による保護地区等の所有者等とする。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金の交付は、次によるものとする。

(1) 保護地区については、当該保護地区に課税される年間の固定資産税及び都市計画税並びに当該保護地区の面積（固定資産税及び都市計画税の非課税に係る土地を含む。）1平方メートルにつき9円を乗じて得た額（1円未満は切り捨てる。）の合計額に交付対象者1人につき2,000円を加えた額とする。

(2) 保護樹木については、1本につき3,000円に交付対象者1人につき2,000円を限度とする枯損枝落下等保険助成金を加えた額とする。

(3) 奨励金は、会計年度により算出し、交付時期は当該年度末とする。

(4) 年度の途中で指定又は解除を行った場合にあっては、第1号及び第2号の規定により算出した額を12で除し、指定時の属する月を含め、その年度の指定月数を乗じて得た額とする。この場合算出した額に1円未満の端数がある

ときは、その額を切り捨てるものとする。

(奨励金の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとするものは、保護地区等奨励金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請があったときは、現地の調査確認を行い適当と認めたものに対し、保護地区等奨励金交付決定通知書(様式第2号)により通知をする。

(奨励金の返還)

第6条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 保護地区等の所有者等が緑化推進要綱の規定に違反したとき。

(2) その他不正行為があったとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和53年8月1日から適用する。

附 則(平成元年告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年告示第161号)

1 この告示は、平成5年11月1日から施行する。

2 この告示による改正後の第3条第1号の規定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年告示第30号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第103号)

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

保護地区等奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先)北本市長

申請者 住 所

氏 名



下記により、 年度保護地区等の奨励金を受けたいので、北本市緑化推進奨励金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

- 1 交付を受けようとする奨励金の額 円
- |    |               |    |
|----|---------------|----|
| 内訳 | 税 額           | 円  |
|    | 管理費           | 円  |
|    | 保護樹木助成金       | 円  |
|    | (内枯損枝落下等保険助成金 | 円) |

2 保護地区の明細

指定年月日	年	月	日	指定番号	第	号
区域 (所在地)	地	目	面	積	年度税額	
					固 定 資 産 税	都 市 計 画 税
合 計						

3 保護樹木の明細

所在地	北本市				
指 定 年 月 日	指 定 番 号				
合 計 本 数					
保護樹木名					
備 考					

備考 保護樹木における枯損枝落下等保険助成金の申請に当たっては、保険加入の分かる書類の写しを添付すること。

様式第2号(第5条関係)

保護地区等奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付で申請のあった 年度保護地区等奨励金について  
は下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法
- 3 交付時期